

杉並区における指定通所介護事業所等で 提供する宿泊サービスの事業の人員、設 備及び運営に関する基準

平成 28 年 10 月 14 日

杉並第 33842 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この基準は、杉並区（以下「区」という。）が所管する指定通所介護事業所等において、事業所の設備を利用し夜間及び深夜に通所介護以外のサービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「指定通所介護事業所等」とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護、第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護及び第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のいずれかの指定を受けた事業所をいう。
- (2) 「宿泊サービス」とは、指定通所介護事業所等を運営する事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、当該事業所の営業時間外に、その設備を利用し、当該事業所の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護その他日常生活上の世話について、夜間及び深夜に前項に定める通所介護以外のサービスとして提供することをいう。
- (3) 「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。
- (4) 「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。
- (5) 「利用者」とは、指定通所介護事業所等を利用している者であって、当該指定通所介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者をいう。

(宿泊サービスの提供)

第 3 条 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象とする場合において、宿泊サービスを提供することができるものとする。

2 宿泊サービス事業者は、前項の趣旨に鑑み、緊急かつ短期的な利用である場合に限って、宿泊サービスを提供できるものとする。

- 3 宿泊サービス事業者は、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）等と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービスへの変更を含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討するものとする。

（宿泊サービス事業者の責務）

第 4 条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供及び運営に当たり、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること。
- (2) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係る宿泊サービスの提供を行うこと。
- (3) 宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスを提供すること。
なお、居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況を勘案し適切なアセスメントを経たものとし、安易に居宅サービス計画等に位置付けるものではないこと。
- (4) 利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、指定居宅介護支援事業者と必要な連携を行い、宿泊サービスの提供を行うこと。
- (5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他関係法令を遵守の上、宿泊サービスを提供すること。

第 2 章 人員に関する基準

（従業者の員数及び資格）

第 5 条 宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）の員数及び資格は、次の各号のとおりとするものとする。

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ宿泊サービス従業者を必要数確保することとし、宿泊サービスの提供を行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を常時 1 人以上確保すること。
- (2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士の資格を有する者、実務者研修又は介護職員初任者研修を修了した者であることが望ましいものとし、それ以外の介護職員についても、介護等に関する知識及び経験を有する者であること。

(3) 宿泊サービスの中で食事の提供を行う場合は、食事の介助等に必要な員数を確保すること。

2 宿泊サービス事業者は、緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うものとする。

(責任者)

第6条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から、責任者を定めるものとする。

第3章 設備に関する基準

(利用定員)

第7条 宿泊サービス事業所の利用定員は、当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下とする。ただし、第8条第3項に規定する宿泊室の定員を満たす範囲とするものとする。

(設備及び備品等)

第8条 宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設置するとともに、宿泊サービスの提供に当たり、適切な寝具等の必要な備品を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理するものとする。

2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たり、当該指定通所介護事業所等の設備及び備品等を使用する場合は、当該指定通所介護事業所等の利用者のサービス提供に支障がない範囲で使用するものとする。

3 第1項に定める宿泊室は、次の各号に掲げる内容を全て満たすものとする。

(1) 宿泊室の定員は、1室当たり1人とすること。ただし、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

(2) 宿泊室の床面積は、1室当たり7.43平方メートル以上とすること。

(3) 前2号を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外に宿泊室を設ける場合は、個室以外の当該宿泊室の定員は、1室当たり4人以下とすること。

(4) 個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとする。

(5) 個室以外の宿泊室の構造は、利用者のプライバシーが確保されたものとし、次に掲げる内容に留意すること。

ア プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーテーションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するものではないこと。

イ カーテンは、プライバシーが確保されたものとは考えにくいことから利用者同士の視線の遮断が確保されたとは認められないこと。

ウ 利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊することがないように配慮すること。

4 第1項に定める消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を整備するときは、消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置するものとする。

第4章 運営に関する基準

(宿泊サービスの内容、手続の説明及び同意)

第9条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、第18条に定める運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用者から同意を得るものとする。

(宿泊サービスの記録)

第10条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(宿泊サービスの取扱方針)

第11条 宿泊サービス事業者は、次の各号に定める取扱方針に従って、宿泊サービスの提供を行うものとする。

(1) 利用者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者の場合においては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うこと。

(2) 宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(4) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない理由により身体的拘束等を行う場合は、その際の態様、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等を行った理由及び時間を記録すること。

(5) 宿泊サービス事業者は、自らその提供する宿泊サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

(宿泊サービス計画の作成)

第12条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスをおおむね4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成するものとする。ただし、4日未満の

利用であっても反復的、継続的に宿泊サービスを利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成するものとする。

2 前項に定める宿泊サービス計画の作成に当たっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図るものとする。

3 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付するものとする。

(介護等)

第13条 宿泊サービス事業者は、利用者に対して介護等を行う場合は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行うこと。

(2) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。

(3) 利用者がおむつを使用する場合は、おむつを適切に取り替えること。

(4) 第1号から第3号に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。

(食事の提供)

第14条 宿泊サービス事業者は、利用者に対して食事の提供を行う場合は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供すること。

(2) 利用者が可能な限り離床し、食堂で食事を摂れるよう支援すること。

(健康への配慮)

第15条 宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者と連携をするなど、常に利用者の健康の状況を配慮するものとする。

(相談及び援助)

第16条 宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第17条 宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変した場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治の医師又は協力医療機関(ただし、あらかじめ定めている場合に限る。)への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(運営規程)

第18条 宿泊サービス事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）をあらかじめ定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 宿泊サービス提供日及び提供時間
- (4) 利用定員
- (5) 宿泊サービスの内容、利用料その他の費用の額
- (6) 宿泊サービス利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第19条 宿泊サービス事業者は、次の各号により勤務体制の確保を行うものとする。

- (1) 利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- (3) 宿泊サービス従業者の資質の向上のために、必要に応じて研修の機会を確保すること。

(定員の遵守)

第20条 宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供は行わないこと。

(非常災害対策)

第21条 宿泊サービス事業者は、非常災害対策に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第22条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所における衛生管理等について、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じること。

(掲示)

第23条 宿泊サービス事業者は、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を表した文書等を、当該宿泊サービス事業所の見えやすい場所に掲示するものとする。

(秘密保持等)

第24条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所における秘密保持等について、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- (3) 指定居宅介護支援事業者との連携等を行う場合において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報をを用いる場合は利用者より、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族より、あらかじめ文書により同意を得ること。

(広告)

第25条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとし、介護保険サービスとは別のサービスであることを明記するものとする。

(苦情処理)

第26条 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 宿泊サービス事業者は、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録するものとする。

(事故発生時の対応)

第27条 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 宿泊サービス事業者は、前項の規定により必要な処置を行った場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(宿泊サービスを提供する場合の届出)

第28条 指定通所介護事業者等が指定通所介護事業所等の設備を利用し、宿泊サービスを提供する場合は、宿泊サービスの提供開始前に、別に定める様式により杉並区長（以下

「区長」という。)に届け出るものとする。

- 2 宿泊サービス事業者は、前項で届け出た内容に変更があった場合は、別に定める様式により、変更の事由が生じてから 10 日以内に区長へ届け出るものとする。
- 3 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、別に定める様式により、その休止又は廃止の 1 月前までに区長へ届け出るものとする。
- 4 区長は、宿泊サービス事業者が第 4 条第 5 号について適切に対応するため、必要に応じて東京消防庁関係所管に対し、第 1 項から第 3 項に係る届出の内容について情報提供ができるものとする。
- 5 区長は、第 1 項から第 3 項に係る届出の内容について、必要に応じて公表できるものとする。

(調査への協力等)

第 29 条 宿泊サービス事業者は、区が行う宿泊サービスに関する調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は必要な改善に取り組むものとする。

(記録の整備)

第 30 条 宿泊サービス事業者は、従業者、設備、備品について、文書等により記録するものとする。

- 2 利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から 2 年間保存するものとする。
 - (1) 第 10 条に規定する具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録
 - (2) 第 11 条第 3 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (3) 第 12 条に規定する宿泊サービス計画
 - (4) 第 26 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第 27 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 5 章 その他

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の取扱い)

第 31 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が宿泊サービスを提供する場合は、本文中、「指定通所介護事業所等」の記載は「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」、「指定通所介護事業者等」の記載は「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」、「法第 46 条第 1 項」の記載は「法第 58 条第 1 項」、「指定居宅介護支援事業者」の記載は「指定介護予防支援事業者」と読み替える。

また、利用者が法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者の場合においては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たることとする。

(委任)

第 32 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉部高齢者担当部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。